

吸収合併に関する事後開示書面

2021 年 4 月 1 日

株式会社千葉興業銀行

2021 年 4 月 1 日
株式会社 千葉興業銀行
取締役頭取 梅田 仁司

吸収合併に関する事後開示事項

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

当行（以下、「甲」という。）は、ちば興銀ビジネスサービス株式会社（以下、「乙」という。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社として、甲の 100%子会社である乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いましたので、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条および第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

乙では、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

乙が発行する全株式を甲が保有しているため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

乙は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

乙は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 30 日付の官報および時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ合併公告を掲載しましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、甲の株主は、本吸収合併をやめることは請求できません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、甲の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議

甲は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 30 日付官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、乙の資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 5 日（予定）

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

2020 年 10 月 30 日

ちば興銀ビジネスサービス株式会社

2020 年 10 月 30 日
ちば興銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長 伊藤 広成

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

当社(以下「甲」という。)は、2020 年 9 月 29 日付けで株式会社千葉興業銀行以下「乙」という。との間で締結した吸収合併契約(以下「本吸収合併」という。)に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併消滅会社、乙を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

甲は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度の乙の計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに
関する事項

本吸収合併効力発生後の乙の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の乙の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における乙の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上



合併契約書

株式会社千葉興業銀行（以下「甲」という。）及びちば興銀ビジネスサービス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（合併をする会社の商号及び本店）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号： 株式会社千葉興業銀行

本店： 千葉県千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号： ちば興銀ビジネスサービス株式会社

本店： 千葉県千葉市美浜区幸町二丁目2番2号

第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有していることから、甲は、本合併に際して、乙の株主に対してその有する乙株式に代わる金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金）

本合併に際して甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認決議を

經ずに本合併を行う。

第7条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを継承する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意の上、これを実行する。

第9条（退職慰労金の支給）

乙の取締役の退職慰労金については、事前に甲と乙とで協議し合意の上、乙の株主総会の決議に基づき、本合併の効力発生日後に甲が支払う。

第10条（従業員の引き継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第11条（合併条件の変更及び契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、（1）合併に伴って必要となる第三者の同意が得られなかったとき、又は（2）不可抗力その他事由により甲及び乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に定められた関係官庁の許認可が得られないときは、効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意の上、之を定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年9月29日

甲： 千葉県千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

株式会社千葉興業銀行

代表取締役頭取 梅田 仁司



乙： 千葉県千葉市美浜区幸町二丁目2番2号

ちば興銀ビジネスサービス株式会社

代表取締役社長 伊藤 広成





第98期

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月 31日まで)

貸 借 対 照 表 損 益 計 算 書 株主資本等変動計算書 個 別 注 記 表

株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行

取 締 役 頭 取 梅 田 仁 司

第98期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	132,569	預 金	2,559,262
現 金	27,826	当 座 預 金	70,325
預 け 金	104,742	普 通 預 金	1,491,472
買 入 金 銭 債 権	97	貯 蓄 預 金	26,168
商 品 有 価 証 券	110	通 知 預 金	3,450
商 品 地 方 債	110	定 期 預 金	954,833
有 価 証 券	487,885	定 期 積 金	2
国 債	16,193	そ の 他 の 預 金	13,010
地 方 債	104,338	譲 渡 性 預 金	68,000
社 債	144,105	コ ー ル マ ネ ー	4,353
株 式	30,702	債券貸借取引受入担保金	4,589
そ の 他 の 証 券	192,545	借 用 金	6,094
貸 出 金	2,159,237	借 入 金	6,094
割 引 手 形	7,050	外 国 為 替	56
手 形 貸 付	58,453	外 国 他 店 預 り	27
証 書 貸 付	1,922,534	売 渡 外 国 為 替	29
当 座 貸 越	171,199	そ の 他 負 債	13,870
外 国 為 替	5,288	未 払 法 人 税 等	179
外 国 他 店 預 け	4,199	未 払 費 用	1,624
買 入 外 国 為 替	178	前 受 収 益	840
取 立 外 国 為 替	910	給 付 補 填 備 金	0
そ の 他 資 産	17,033	金 融 派 生 商 品	503
前 払 費 用	14	金融商品等受入担保金	155
未 収 収 益	1,859	リ ー ス 債 務	425
先物取引差入証拠金	9	そ の 他 の 負 債	10,142
金 融 派 生 商 品	664	退 職 給 付 引 当 金	4,510
金融商品等差入担保金	52	睡眠預金払戻損失引当金	483
そ の 他 の 資 産	14,433	支 払 承 諾	7,127
有 形 固 定 資 産	20,399	負 債 の 部 合 計	2,668,348
建 物	6,693	（ 純 資 産 の 部 ）	
土 地	12,144	資 本 金	62,120
リ ー ス 資 産	421	資 本 剰 余 金	15,802
その他の有形固定資産	1,140	資 本 準 備 金	6,971
無 形 固 定 資 産	2,703	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,831
ソ フ ト ウ ェ ア	2,313	利 益 剰 余 金	75,390
リ ー ス 資 産	4	利 益 準 備 金	5,952
その他の無形固定資産	386	そ の 他 利 益 剰 余 金	69,438
繰 延 税 金 資 産	2,736	繰 越 利 益 剰 余 金	69,438
支 払 承 諾 見 返	7,127	自 己 株 式	△ 947
貸 倒 引 当 金	△ 5,756	株 主 資 本 合 計	152,366
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,634
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,634
		新 株 予 約 権	83
		純 資 産 の 部 合 計	161,084
資 産 の 部 合 計	2,829,432	負債及び純資産の部合計	2,829,432

第98期 (2019年4月 1 日から
2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		41,571
資金運用収益	28,993	
貸出金利息	21,481	
有価証券利息配当金	7,152	
コールローン利息	1	
預け金利息	98	
その他の受入利息	258	
役務取引等収益	8,812	
受入為替手数料	1,687	
その他の役務収益	7,125	
その他業務収益	1,001	
外国為替売買益	340	
国債等債券売却益	148	
金融派生商品収益	512	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	2,764	
貸倒引当金戻入益	861	
償却債権取立益	1,214	
株式等売却益	474	
その他の経常収益	213	
経 常 費 用		35,655
資金調達費用	618	
預金利息	313	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息	80	
債券貸借取引支払利息	127	
借入金利息	89	
その他の支払利息	△ 0	
役務取引等費用	4,779	
支払為替手数料	346	
その他の役務費用	4,432	
その他業務費用	1,211	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	80	
国債等債券償還損	854	
国債等債券償却	276	
営業経費	25,897	
その他経常費用	3,148	
貸出金償却	1,040	
株式等売却損	1,025	
株式等償却	891	
その他の経常費用	191	
経 常 利 益		5,915
特 別 損 失		52
固定資産処分損失	49	
減損損失	3	
税引前当期純利益		5,863
法人税、住民税及び事業税	55	
法人税等調整額	1,548	
法人税等合計		1,603
当 期 純 利 益		4,260

第98期（ 2019年4月 1 日から ）株主資本等変動計算書
（ 2020年3月31日まで ）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	62,120	6,971	10,826	17,798	5,740	66,448	72,189	△ 15	152,092
当期変動額									
剰余金の配当					211	△ 1,271	△ 1,059		△ 1,059
当期純利益						4,260	4,260		4,260
自己株式の取得								△ 2,939	△ 2,939
自己株式の処分			4	4				6	11
自己株式の消却			△ 2,000	△ 2,000				2,000	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△ 1,995	△ 1,995	211	2,989	3,201	△ 932	273
当期末残高	62,120	6,971	8,831	15,802	5,952	69,438	75,390	△ 947	152,366

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,250	14,250	69	166,413
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,059
当期純利益				4,260
自己株式の取得				△ 2,939
自己株式の処分				11
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 5,616	△ 5,616	13	△ 5,602
当期変動額合計	△ 5,616	△ 5,616	13	△ 5,329
当期末残高	8,634	8,634	83	161,084

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

別紙 2

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 11,537 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 2002 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 733 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 311 百万円、延滞債権額は 25,679 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 14 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,380 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 28,386 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,229 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 33,820 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 615 百万円

債券貸借取引受入担保金 4,589 百万円

借 用 金 6,094 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産 6,525 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 1,370 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、468,706 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 408,204 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 22,822 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 34,161 百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 3,624 百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 12,398 百万円

13. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、211 百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	425 百万円
役務取引等に係る収益総額	24 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	36 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	746 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	－百万円
その他の取引に係る費用総額	2,255 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期 末 残 高（百万円）
子会社	ちば興銀カードサービス株式会社	所有 直接 100	各種ローンの被保証債務取引	被債務保証	621,196 (注)	－	－

(注) 取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期 末 残 高（百万円）
役員及びその近親者	池田 澄子	－	当行常務取締役の近親者	資金の貸付 (注1)	70 (注2)	貸出金	69

(注1) 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 取引金額は、平均残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	14	3,018	22	3,010	(注1)
第二種優先株式	－	500	500	－	(注2)
合 計	14	3,518	522	3,010	

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加 3,017 千株及び単元未満株式の買取りによる増加 1 千株であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(注2) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2020 年 1 月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

別紙2

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	31,796	32,015	219
	その他	—	—	—
	小計	31,796	32,015	219
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,365	2,344	△ 20
	その他	—	—	—
	小計	2,365	2,344	△ 20
合計		34,161	34,359	198

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	733
関連法人等株式	—
合計	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	25,648	10,131	15,516
	債券	180,808	179,619	1,188
	国債	13,178	13,054	123
	地方債	84,055	83,369	686
	社債	83,574	83,195	379
	その他	113,637	109,131	4,505
	小計	320,093	298,883	21,210
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	3,058	3,989	△ 930
	債券	49,668	49,846	△ 178
	国債	3,015	3,025	△ 10
	地方債	20,282	20,341	△ 59
	社債	26,370	26,479	△ 109
	その他	78,905	87,331	△ 8,426
	小計	131,632	141,168	△ 9,535
合計		451,726	440,051	11,675

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,261
その他	2
合計	1,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,191	428	259
債券	4,163	54	3
国債	3,068	54	—
地方債	—	—	—
社債	1,095	—	3
その他	19,933	133	842
合計	26,289	615	1,105

6. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券 120 百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,148 百万円（うち、株式 871 百万円、その他 276 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

①時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落、且つ過去 1 年間の平均時価が 40%以上下落した状態にある場合

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,319 百万円
貸倒引当金	4,710
有価証券評価損	2,922
退職給付引当金	1,373
減価償却	126
その他	700

繰延税金資産小計 11,152

評価性引当額 △ 5,375

繰延税金資産合計 5,777

繰延税金負債

~~その他有価証券評価差額金~~ 3,040

繰延税金負債合計 3,040

繰延税金資産の純額 2,736 百万円

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	1,645 円 71 銭
1 株当たりの当期純利益金額	47 円 31 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	18 円 92 銭

(重要な後発事象)

(普通株式の株主に対する新株予約権の無償割当)

当行は、2020 年 2 月 27 日開催の取締役会において、普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対する新株予約権（非上場）の無償割当を行うことを決議しております。なお、その概要については以下のとおりであります。

1. 無償割当の方法

2020 年 3 月 31 日を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当行以外の当行普通株主に対して、その保有する当行普通株式 1 株につき 1 個の割合で、株式会社千葉興業銀行第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を新株予約権無償割当（会社法第 277 条）の方法により割り当てております。なお、本新株予約権無償割当の効力発生日（会社法第 278 条第 1 項第 3 号に定める新株予約権無償割当がその効力を生じる日）は、2020 年 4 月 15 日であります。

2. 本新株予約権の内容等

本新株予約権の名称	株式会社千葉興業銀行第 7 回新株予約権
本新株予約権の目的となる株式の種類及び株数	本新株予約権 1 個当たり、当行第 2 回第七種優先株式（以下「本優先株式」という。）0.01 株
発行される新株予約権の総数	59,211,441 個
本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	本新株予約権 1 個当たり 5,000 円
本新株予約権の行使期間	2020 年 6 月 17 日 ただし、2020 年 4 月 22 日から 2020 年 6 月 16 日までの期間を行使請求書の事前受付期間とし、当該期間中に当行が受領した行使請求書については行使期間である 2020 年 6 月 17 日に権利行使されたものとする。
本新株予約権行使時の資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
本新株予約権の行使の条件	(i) 1 個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 (ii) 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を 1 個単位で行使することができる。ただし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 0.01 株であるため、本新株予約権の行使により本優先株式 1 株を取得するためには、本新株予約権 100 個を行使する必要がある。
資金使途	千葉県を中心とした地元の個人及び事業者のお客さまへの資金需要に積極的に対応していくため、2021 年 3 月期において、運転資金として貸出金等に充当する予定。

(追加情報)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当行は、2020 年 2 月 27 日の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関して決議しております。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

将来における今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、株式会社千葉興業銀行第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の行使による当行第 2 回第七種優先株式（以下「本優先株式」という。）の発行と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることを予定しております。

2. 減少する資本金の額

149,504,750,000 円（但し、本新株予約権の行使による本優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、本新株予約権の行使による本優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

3. 減少する資本準備金の額

149,504,750,000 円（但し、本新株予約権の行使による本優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、本新株予約権の行使による本優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

5. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2020 年 2 月 27 日
債権者異議申述公告	2020 年 2 月 28 日
債権者異議申述最終期日	2020 年 3 月 28 日
効力発生日	2020 年 6 月 17 日（予定）

6. その他

本件は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当行の連結業績予想に与える影響はありません。

上記 2. 減少する資本金の額及び 3. 減少する資本準備金の額は想定される金額の上限を記載したものであり、実際に減少する資本金及び資本準備金の額については効力発生日である 2020 年 6 月 17 日に決定します。